

成年後見制度利用促進会議運営規則

平成 28 年 9 月 16 日

成年後見制度利用促進会議決定

成年後見制度利用促進会議令（平成 28 年政令第 215 号）第 3 条の規定に基づき成年後見制度利用促進会議運用規則を次のように定める。

（会議の招集）

第一条 会議は、会長が招集する。

2 会長は、会議を招集すべき日時が決まり次第、会長が適当と認める方法により、遅滞なく、公表する。

（委員の欠席）

第二条 会議を欠席する委員は、会長の了解を得て、副大臣又は副長官を代理人として出席させることができる。この場合にあつては、当該副大臣又は副長官に議決権を行使させることはできない。

2 会議を欠席する委員は、会長を通じて、当該会議に付議される事項につき、書面により意見を提出することができる。

（議事）

第三条 会議は、会長が出席し、かつ、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することはできない。

2 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合には、会長の決するところによる。

（緊急時の特例）

第四条 会長は、会議を招集した場合において、議員の過半数が出席することが困難であり、かつ、緊急に会議の審議及び議決を経ることが、会議の目的達成のために必要と認めるときには、前条第 1 項の規定にかかわらず、会議を招集し、会議は審議及び議決を行うことができる。

2 前項の規定により審議及び議決された事項については、会長が次に開かれる会議において、当該審議及び議決を報告するものとする。

（審議の内容等の公表）

第五条 会議は非公開とし、会長は、会議における審議の内容等を、会議終了後、遅滞なく、

適当と認める方法により、公表する。

第六条 会長は、会議終了後速やかに議事概要を作成し、公表するものとする。

2 会長は、会議終了後議事録を作成し、一定の期間を経過した後にこれを公表するものとする。

3 会長は、会議終了後速やかに会議の資料を公表する。

4 前二項にかかわらず、議事録を公開することにより、公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼす恐れがあると認めるときその他正当な理由があると認める場合は、会長が会議の決定を経て非公表とすることができる。

(雑則)

第七条 この規則に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。